

8月から高額療養費制度が変わりました

☎保険年金課(東庁舎)国保係 TEL0748-71-2324 FAX0748-72-2460

後期高齢者医療・福祉医療・年金係 TEL0748-76-2688 FAX0748-72-2460

令和8年8月から、医療保険制度改正により高額療養費の自己負担限度額が変わりました。
将来にわたり医療保険制度を維持するため、長期療養者や低所得者の経済的負担を配慮した上で、
医療費の伸びや所得に応じた負担とする見直しが行われました。

高額療養費とは？

医療機関などに支払った1か月分の一部負担金が自己負担限度額を超えた場合、その超えた分が払い戻される制度です。

自己負担限度額は、年齢や所得に応じて決められています。
また、過去12か月間に3回以上自己負担限度額に達したとき、
4回目以降は自己負担限度額が低くなり、自己負担額が軽減されます。(多数回該当)

窓口での自己負担額(一部負担金)
※保険診療分のみ

自己負担限度額 払い戻し

国民健康保険

		～令和8年7月	
適用区分		所得区分 (旧ただし書き所得)	月額上限
70歳未満	ア	901万円超	252,600円+ (医療費-842,000円)×1% 〈多数回該当:140,100円〉
	イ	600万円～901万円	167,400円+ (医療費-558,000円)×1% 〈多数回該当:93,000円〉
	ウ	210万円～600万円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% 〈多数回該当:44,400円〉
	エ	210万円以下	57,600円 〈多数回該当:44,400円〉
	オ	住民税非課税	35,400円 〈多数回該当:24,600円〉

令和8年8月～令和9年7月	
月額上限	年間上限※3
270,300円+ (医療費-901,000円)×1% 〈多数回該当:140,100円〉	1,680,000円
179,100円+ (医療費-597,000円)×1% 〈多数回該当:93,000円〉	1,110,000円
85,800円+ (医療費-286,000円)×1% 〈多数回該当:44,400円〉	530,000円
61,500円 〈多数回該当:44,400円〉	530,000円※2
36,900円 〈多数回該当:24,600円〉	290,000円

			～令和8年7月		
適用区分			月額上限		
			外来のみ (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	
70歳以上	現役並み所得者	Ⅲ	252,600円+ (医療費-842,000円)×1% 〈多数回該当:140,100円〉		
		Ⅱ	167,400円+ (医療費-558,000円)×1% 〈多数回該当:93,000円〉		
		Ⅰ	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% 〈多数回該当:44,400円〉		
	一般	145万円未満 ※1	18,000円 (年間上限: 144,000円)※3	57,600円 〈多数回該当: 44,400円〉	
	住民税非課税	Ⅱ	住民税非課税	8,000円	24,600円
		Ⅰ	住民税非課税で 一定所得以下	8,000円	15,000円

令和8年8月～令和9年7月		
月額上限		年間上限※3
外来のみ (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	
270,300円+ (医療費-901,000円) × 1 % 〈多数回該当: 140,100円〉		1,680,000円
179,100円+ (医療費-597,000円) × 1 % 〈多数回該当: 93,000円〉		1,110,000円
85,800円+ (医療費-286,000円) × 1 % 〈多数回該当: 44,400円〉		530,000円
22,000円	61,500円 〈多数回該当: 44,400円〉	外来: 216,000円 世帯: 530,000円※2
11,000円	25,700円 〈多数回該当: 24,600円〉	外来: 96,000円 世帯: 290,000円
8,000円	15,700円	180,000円

※1 収入の合計額が520万円未満(一人世帯の場合は383万円未満)の場合、または旧ただし書き所得210万円以下の場合も含みます。
※2 70歳未満の場合は旧ただし書き所得が86万円未満の区分に、70歳以上の場合は課税所得が28万円未満の区分に該当すると確認できた人は、年間上限41万円が適用され、令和9年8月以降に償還払いとなります。
※3 年間とは、毎年8月から翌年7月までの期間となります。

後期高齢者医療

		～令和8年7月		
限度区分		外来と入院の合計(世帯単位) ※1		
		月額上限		
現役並み所得者Ⅲ (住民税課税所得 690万円以上)		252,600円＋ (医療費－842,000円) × 1% ＜140,100円＞ ※2		
現役並み所得者Ⅱ (住民税課税所得 380万円以上)		167,400円＋ (医療費－558,000円) × 1% ＜93,000円＞ ※2		
現役並み所得者Ⅰ (住民税課税所得 145万円以上)		80,100円＋ (医療費－267,000円) × 1% ＜44,400円＞ ※2		
限度区分		外来のみ (個人単位)		外来と入院の合計 (世帯単位) ※1
		月額上限	年間上限 ※3	月額上限
一般Ⅱ		18,000円	144,000円	57,600円 ＜44,400円＞ ※2
一般Ⅰ				
住民税 非課税世帯	区分Ⅱ	8,000円	－	24,600円
	区分Ⅰ			15,000円

令和8年8月～令和9年7月			
外来と入院の合計(世帯単位)※1			
月額上限		年間上限※4	
270,300円+ (医療費-901,000円)×1% 〈140,100円〉※2		1,680,000円	
179,100円+ (医療費-597,000円)×1% 〈93,000円〉※2		1,110,000円	
85,800円+ (医療費-286,000円)×1% 〈44,400円〉※2		530,000円	
外来のみ (個人単位)		外来と入院の合計 (世帯単位)※1	
月額上限	年間上限 ※3	月額上限	年間上限※4
22,000円	216,000円	61,500円 〈44,400円〉 ※2	530,000円※5
11,000円	96,000円	25,700円 〈24,600円〉 ※2	290,000円
8,000円	—	15,700円	180,000円

※1 「世帯単位」の計算では、同じ世帯内の滋賀県後期高齢者医療制度の給付を受ける人全員の病院・診療所・調剤薬局などの医療費を合算できます。
※2 <>は過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合の4回目以降の負担額です。
※3 年間上限は、年間(8月～翌7月)の外来のみの個人単位での負担額が上限額に達した場合の負担額です。
※4 年間上限は、年間(8月～翌7月)の外来と入院の世帯合計単位での負担額が上限額に達した場合の負担額です。
※5 年収約200万円未満であることが確認できた者は、上限41万円を適用します。

福祉医療費助成

低所得老人(制度番号42)

		～令和8年7月
所得区分等	入外区分	福祉医療
非課税	外来	8,000円
	入院+外来	24,600円

令和8年8月～令和9年7月
福祉医療
11,000円
25,700円

ひとり暮らし高齢寡婦(制度番号46)

		～令和8年7月
所得区分等	入外区分	福祉医療
課税	外来	18,000円
	入院+外来	57,600円
非課税	外来	8,000円
	入院+外来	24,600円

令和8年8月～令和9年7月
福祉医療
22,000円
61,500円
11,000円
25,700円



滋賀県国保連合会
ホームページ

